2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定紛争処理機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第二十三条の十八の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　（略）

（立入検査）

第二十五条　法第二十三条の十九第二項において準用する法第二十三条の二第二項の証明書は、第一号様式による。

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定紛争処理機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第二十三条の十六の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　（略）

（立入検査）

第二十五条　法第二十三条の十七第二項において準用する法第二十三条の二第二項の証明書は、第一号様式による。

第一号様式㊦中「第23条の17第２項」を「第23条の19第２項」に改め、同様式㊧中「第23条の17第１項」を「第23条の19　国土交通大臣」に、「該当するときは」を「該当する場合には」に、「第23条の17第１項」を「第23条の19第１項」に改める。

附　則

この命令は、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第五十七号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十八号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、総務省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十六日

総務大臣　寺田　稔

総務省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
総務省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令 ［1～3　略］	総務省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令 ［1～3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和四年八月三十一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十五号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、この規則を制定する。

令和四年八月二十六日

国家公安委員会委員長　谷　公一

警護要則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　警護の基本（第三条・第四条）
第三章　警護員（第五条・第六条）
第四章　情報の収集等（第七条・第八条）
第五章　警護計画（第九条―第十二条）
第六章　警護の実施（第十三条―第十七条）
第七章　警護の実施に関する報告等（第十八条）
第八章　教養訓練（第十九条）
第九章　装備資機材（第二十条）
第十章　雑則（第二十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、警護に関し必要な基本的事項を定めることにより、警護の適切かつ確実な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　警護対象者　内閣総理大臣、国賓その他その生命及び身体に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者として警察庁長官（以下「長官」という。）が定める者をいう。

二　警護計画　警護を適切かつ確実に実施するための計画をいう。

三　警護員　警護計画に基づき警護に従事する警察官をいう。

四　現場指揮官　警護の現場において警護員に対する指揮を行う警察官をいう。

第二章　警護の基本

（警護の基本）

第三条　警護は、警護対象者の身辺の安全を確保することを本旨とする。

2　警護は、警護計画を作成する段階から警護における危険度を評価し、それに十分対応できるものでなければならない。

3　警護は、組織的かつ計画的に行うとともに、警護の現場の状況に即して柔軟に対応できるものでなければならない。

4　警護は、一元的な指揮の下、第一号及び第二号に掲げる警護員のほか、必要に応じて第三号に掲げる警護員を配置するとともに、これらの警護員の間での適切な任務の分担の下、重層的に行わなければならない。

一　警護対象者の直近又は付近において、警護対象者の周囲の警戒、不審者の接近阻止、警護対象者に対する危害の排除、警護対象者の防護及び警護対象者に対する更なる危害の防止に当たる警護員

二　警護対象者の周辺において、不審者及び危険物の発見並びに不審者の接近阻止、警護対象者に対する危害の排除及び危険物の除去に当たる警護員

三　交通整理、雑踏整理その他の警護において必要な措置を執る警護員

（警護対象者及びその関係者との連携）

第四条　警護計画の作成及び警護の実施に当たっては、警護対象者及びその関係者と緊密な連絡を保ち、警護に関し必要な事項を適切に説明し、その理解と協力を得て、これを行うようにしなければならない。

第三章　警護員

（警護員の心構え）

第五条　警護員は、現場指揮官の指揮の下に、相互に緊密に連携して任務に当たらなければならない。

2　警護員は、犯罪、事故その他の事態により警護対象者に対し危害が切迫した場合においても、冷静かつ沈着に必要な対応ができるよう、平素から訓練に努めなければならない。

3　警護員は、警護対象者の生命及び身体の安全の確保という重要な役割を担っていることを自覚して任務に当たらなければならない。

4　警護員は、警護対象者及びその関係者との意思の疎通を図り、その信頼を得るように努めなければならない。